

「大牟田市議会基本条例(案)」 へのご意見を募集します

地方分権が進展する中、地方議会としてあるべき姿を示すために、大牟田市議会では、議会運営の基本的事項を定めた議会基本条例(案)を策定しました。

この条例案に対して、市民の皆さんからのご意見を募集します。



条例の骨格案を説明した市民懇談会

議会改革特別委員会では、8月に議会基本条例の骨格案を示して市民の皆さんとの懇談会並びに市内の団体との意見交換会を行い、貴重なご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえ、委員会でさらに議論を重ね、大牟田市議会基本条例(案)を策定しました。

※議会基本条例の骨格案や議会全般に関するご意見等の概要は、市議会ホームページに掲載しています。

議会基本条例条文の構成

前文

第1章 総則

第2章 議会及び議員の活動原則等

第3章 会議運営の原則

第4章 市民との関係

第5章 市長等との関係

第6章 議会の体制整備

第7章 政治倫理、議員定数及び議員報酬

第8章 最高規範性と他の条例との関係及び見直し手続等

4つのポイント

市民意見の聴取

議会活動の報告や市民意見の聴取のために地域に出向き、具体的な対応が必要な意見については、市長等に要望や提案を行います。

議会活動サイクルの確立

行政マネジメントサイクルにあわせた監視や評価を行い、決算における改善の検討につなげ、次の予算に活かしていきます。

委員会の審査の充実

委員相互間の論議を行い、委員会としての合意形成に努め、必要に応じて、市長等に要望や提案を行います。

政策等調整委員会の設置

複数の委員会の所管に関わる政策等や重要と判断する政策等について、議会としての意見調整に努めます。

**条例(案)の閲覧場所・
意見提出について**

▼募集期間

11月1日(月)～11月29日(月)必着

▼閲覧場所

市議会事務局(市役所北別館3階)、
情報公開センター(市役所2階)、
各地区公民館(7カ所)及び市議会
ホームページに掲載

▼意見の提出先・問合せ

件名を「大牟田市議会基本条例
(案)に対する意見書」とし、意見、
住所、氏名、電話番号を記入したも
の(様式自由)を郵送、メール、ファ
クス、持参のいずれかの方法により、
市議会事務局に提出してください。

〒836-8666(住所不要)

大牟田市議会事務局あて

ファクス 41-2880

メール gkajimu01@city.omuta.lg.jp

※電話による意見の提出はできません。
※提出された意見については、後日、
市議会の考え方を付して市議会ホー
ムページで公表予定です(個別の回
答はしません)。